

# 金融危機が会計基準のコンバージェンスに 与えた影響の検討

田代 樹彦  
名城大学経営学部

## 要 旨

本論文の目的は、会計基準の国際的なコンバージェンスに対して、2008年に生じたいわゆる世界同時金融危機が与えた影響を検討し、今後のコンバージェンスのあり方について再考することにある。

金融危機の影響は、表層的には、会計基準の設定プロセスにおける政治化の先鋭化として表れている。しかし、それは国内の基準設定よりも複雑な政治的要因を顕在化させるとともに、国際的な基準設定の難しさを再認識させることとなった。また、基準設定主体が独占的になった場合の問題点も検討し、代替的な会計基準の存在意義についても再検討している。

## 1 はじめに

本論文の目的は、会計基準の国際的なコンバージェンス（以下では単に、コンバージェンスという）に関連し、「サブプライム問題」や「リーマン・ショック」などの言葉に象徴される、2008年に生じたいわゆる世界同時金融危機（以下では単に、金融危機という）によって改めて顕在化した問題を検討し、今後のコンバージェンスの在り方について再考することにある。

国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）<sup>1)</sup>によれば、2010年2月現在、IFRSsを要求する国、許容する国、あるいはIFRSsとのコンバージェンスを進めている国は100カ国以上にのぼる<sup>2)</sup>。また、世界で主要な資本市場を擁する日米欧においても、その方法や進展の程度に差はみられるものの、コンバージェンスは今や既定路線と行ってよいかもしれない。

このような状況の中で、金融危機は、会計基準だけでなく、コンバージェンスに対しても様々な問題を提起したように思われる。

金融危機がコンバージェンスに与えた影響を思い切って区分するならば、(1)会計基準の設定プロセスに与えた影響、及び(2)具体的な個々の会計基準の是非に与えた影響、に分けることができると思われる。このような影響は、必ずしも金融危機によって生じたわけではないが、危機時においてこそ顕在化した問

題と捉えることができると位置づけている。特に、金融商品に関連する会計基準、とりわけ公正価値評価を巡って生じた動きは後者の一例である。しかし、その動向は、必ずしも金融商品の公正価値に関する会計基準だけが問題なのではなく、基準設定プロセスにも密接に関連している。そこで、本論文では便宜上、両者を区別し、とりわけ前者を中心に論をすすめたい。

## 2 基準設定プロセスと政治的圧力

Solomons (1978) の指摘にさかのぼるまでもなく、会計基準の設定過程において利害関係者のロビイング活動が行われ、その結果、会計基準は必ずしも理論的に正しいものになるわけではないという、いわゆる「会計の政治化」(politicization of accounting) は今や自明の理であろう。これまでの史的な流れをみても、IASB やその前身組織である国際会計基準委員会 (International Accounting Standards Committee: IASC) における基準設定や、かつての欧州連合 (European Union: EU) における会社法指令の制定においても各国の利害が対立したのは周知の事実である。

その中で、金融危機に端を発する、金融商品の公正価値評価を巡る動きは、まさに「会計の政治化」の先鋭化と呼べるだろう。

具体例としては、IASB が、既存の

<sup>1)</sup> 本研究では、IASB の用語法に則って、国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards: IFRS) や国際会計基準 (International Accounting Standards: IAS) などを表すものとして、IFRSs と表記する。

<sup>2)</sup> IASB のウェブサイト (<http://www.iasb.org/Use+around+the+world/Use+around+the+world.htm>) による (2010年2月10日現在)。

<sup>3)</sup> 様々な政治的圧力の例については Zeff (2002) を参照されたい。

IFRSs (IAS 39・IFRS 7) では認められていなかった金融資産の保有目的区分の変更を認めるように会計基準を改訂したことが挙げられる。この改定は、すでにIFRSsを適用しているEU域内企業がこのような再分類を認めている米国基準適用企業と比して競争上不利にならないようにという理由で、EUから提案されたといわれている。

また、この基準の改定は、その緊急性に鑑みて、公開草案を公表しないなど、デュー・プロセスが省略されるというIASBにおける基準設定プロセスにおける特殊な取り扱いであった。これを一時的な特殊例とみなすこともできるかもしれないが、多くの論者が指摘するように、政治的プレッシャーのなかで民間組織が会計基準を設定する際の課題を浮かび上がらせたともいえるだろう。そして実際その後は、迅速な対応が求められる一方で、手続きの遵守により対応が遅延するというジレンマを生じさせている。<sup>4)</sup>

直接的な強制力を持たないIASBにとって、デュー・プロセスは設定した会計基準の正統性を確保するために重要な要素である。<sup>5)</sup> この点は、厳密には設置形態が同じとはいえないが、類似の民間の会計基準設定機関であるアメリカの財務会計基準審議会 (Financial Accounting Standards Board : FASB) が先行事例として参考になると思われる。IASBがIASCから発展的に改組する際には、FASBのバックアップが大きかったからでもある。

民間組織であるFASBがその正統性を確保するためには、SECによる権威ある支持

に加え、デュー・プロセスの意義が大きいといわれている (Johnson and Solomons, 1984)。このIASBの正統性を論じたAAA (1999) でも、9つの源泉を示し、その一つにデュー・プロセスを挙げている。そして、IASBにおいては、権威のある支持は世界各国に委ねられることになる。それゆえ、各国が支持できるような組織体制やデュー・プロセスを含めた基準設定プロセスが重要となる。

したがって、このようなデュー・プロセスの省略は、EUのような強力な圧力団体によるロビイング活動が極端な形で功を奏したことの証左でもあり、その正統性を自ら否定する行為ともとられかねない。また、このような非常事態と呼ばれるような状況において、同じようなことが再び行われる可能性も否定できないであろう。もちろん、このような批判等に対して、IASBは、モニタリング・ボードを通じて各国の規制当局との連繫をはかったり、金融危機アドバイザー・グループを設置し、基準設定プロセスの改善を進めている。しかし、このロビイング活動は、国内における会計基準設定とは異なる様相を呈すると考えられるので、次章で改めて取り上げることとしたい。

### 3 IASBにおけるロビイング活動の帰結

IASBは会計基準の強制力を有していないため、IFRSsの各国への導入にあたっては、それぞれの国での承認手続きが不可欠であることはこれまでも指摘されてきたことである。

<sup>4)</sup> 三井、他 (2009) での座談会のIASB山田理事の発言参照。

<sup>5)</sup> 本来であればこの正統性についても厳密に定義し、議論すべきであるが、この点については山田 (2009) で詳細な検討が行われている。

このように考えると、IASBにおけるロビイング活動、とりわけEUを始め、各国においてIFRSsの各国への導入や強制適用を決することができる組織のロビイング活動は、これまでの国内基準設定におけるロビイング活動とは異なった帰結をもたらすものと考えられる。

国内基準の場合、ある業界によるロビイング活動が失敗し、たとえ自らの業界の利益を害する基準が設定されたとしても、その業界に属する企業は、その国において上場等を継続する限り、その会計基準に従わなければならない。要するに、反対業界が自主的に作成した業界版会計基準<sup>6)</sup>というの<sup>6)</sup>はあり得ない。

しかし、各国においてIFRSsへの強制力を付与する権限を持つ組織によるIASBでのロビイング活動は、これとは異なる様相を呈するであろう。しかも、その相違は、実際に顕在化している。

周知のように、EUは、2005年より域内企業に対してはIFRSsの強制適用を行っているものの、IASBが設定したIFRSsをそのまま適用している訳ではなく、EUによる承認手続きを経た基準のみを適用対象としている。すなわち、特定のIFRSをカーブアウトした、いわゆるEU版IFRSsを適用しているのである。

今後、各国においてIFRSsを導入する

か否かの権限が保持され続けるであろう。実際、我が国においても、2009年6月に企業会計審議会から公表された「我が国における国際会計基準の取扱いについて（中間報告）」（企業会計審議会、2009）においてもカーブアウトの可能性を否定しておらず、また、2009年12月に改正された連結財務諸表規則等においても、「指定国際会計基準」という用語を用い、その可能性が残るような規定内容になっている<sup>7)</sup>。その一方、IASBが強制力を有していない以上、関係各国は、ロビイング活動が失敗した場合はもとより、通常のプロセスにおいて意見表明を行って、結果としてそれが反映されずに自国の利益に反するならば、カーブアウトなどの手段によって従わない可能性がある<sup>8)</sup>。

実際、金融危機対応においては、IFRSsの最大ユーザーであるEUによるさらなるカーブアウトの可能性が大きな影響力を有していたことは想像に難くない。もちろん、このようなカーブアウトに対しては、資本市場からのサンクションが有効な抑止力になる可能性は否定できないが、自国の産業に著しく不利な規定がIFRSsに盛り込まれた場合でも、全面的にIFRSsを適用することになるとは思えない。その結果、各国の状況を考慮せずにIFRSsが設定された場合、その影響が大きいほど国内レベルよりも強力な圧力が

<sup>6)</sup> もちろん、我が国における業法によって異なる会計ルールが定められているケースもあるが、これは例えばかつての企業会計審議会での審議におけるロビイング活動に失敗したから制定されたものではないので、ここでいう業界版会計基準とは異なるものである。

<sup>7)</sup> 連結財務諸表規則第93条において「(前略) 国際会計基準(公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたもの)と認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして金融庁長官が定めるものに限る。(後略)」(傍点、引用者)と定めている。

<sup>8)</sup> 小形(2009)は、このように、IFRSsが強制力をもつ機関に受容される必要があるだけでなく、会計基準のユーザーである産業界にも受容される必要があるとする。そしてこの視点から、組織存続の危機に対する認識の相違が、FASBとIASBによる共同プロジェクトでありながらも、異なる結論に至ったケースとして、全部暖簾のケースを分析している。

かかる可能性が大きくなるので、カーブアウトは必然的なものとみる見解もある（黒澤<sup>9)</sup>、2008）。

いずれにせよ、これまでの IFRSs の設定過程においても、何らかの政治的妥協がはかられたことは、初期の IAS に多数の代替的会計処理方法が認められていたことから明らかである。また、EU が IFRSs を域内企業へ適用することを決定した際にも、IASB における EU の影響力の強化が指摘されていたので、とりわけ目新しい問題でもないかもしれないが、コンバージェンスにおける政治化は益々激しくなる可能性があり、デュー・プロセスを含めた基準設定プロセスが重要な争点になるだろう。

## 4 会計基準と経済政策の リンケージ

次に、会計基準と経済政策のリンケージの問題を取り上げる。これは、今回の金融危機で、コンバージェンス・プロセスにおけるさらなる政治化の素地を露呈させた要因でもある。

今回の金融危機においては、マスコミ報道では、金融商品の公正価値評価を定めた会計基準が批判の俎上にあがった印象も否めない。しかし、金融危機が拡大したのは、会計基準自体の問題と言うよりも、BIS 規制側の問題、すなわち自己資本規制においてそもそも大きく変動する可能性のある有価証券の評価益を計算要素に含めたことにあるといえる。

それゆえ、前述の金融商品の保有目的の変更をめぐる問題は、とりわけ BIS 規制における自己資本比率の算定上、金融資産の公正価値評価に係る損失が大きな影響を持つことから、金融機関の決算においてその影響を緩和することが意図されたのである。

会計基準については、これを経済政策の道具とみる考え方と、資本市場のインフラとみる考え方がある（石川、2009）。しかし、BIS 規制のような他の規制と会計基準のリンケージは、会計基準が経済政策の道具と化す可能性が大きくなることを意味している。特に、今回の金融危機では、このような会計数値がプロシクカリティ（景気循環増幅効果）とも相まって、その影響の大きさからこれまで十分意識されていなかった他の規制とのリンケージの問題を顕在化させることにもなったといえる。

しかし、そもそも定款において、資本市場における経済的意思決定等に資する情報提供機能の観点から高品質な会計基準を設定することを目的として明示している IASB にとって、前述の保有目的の変更を認めた改定はまさに経済政策の用具として用いられたことを意味し、これらの考えに反するものといえるだろう。

しかし、会計基準と他の規制とのリンケージは、国際的な規制だけではなく、国内の規制とも関連する<sup>12)</sup>。その意味では、今後もこの他の規制とのリンケージの観点から、さまざまな政治的プレッシャーを受ける可能性が高まることになる。その意味でも、現在も検討

<sup>9)</sup> 辻山（2009）は、IFRSs がこのように政治的に影響されて設定されたり、また理論的に合理的でない場合に、このような基準を導入した国の弊害が大きくなるだけでなく、将来的にもっとも深刻な問題になる可能性を指摘している。

<sup>10)</sup> この点については、例えば、田代（2006）を参照のこと。

<sup>11)</sup> 厳密には IASB を設置している IASC 財団の定款（2009 年 2 月 1 日改訂版）による（Part A, 2 (a)）。



が進められている IASB のガバナンスのあり方が重要な意味を持つことになるだろう。

## 5 金融危機と原則主義

次に、IFRSs の基本的なスタンスである、原則主義を取り上げる。

今回の金融危機により明らかになった問題点として、原則主義の不安定性を挙げることができる。もちろん、前述の政治化と同様、これもとりわけ目新しい論点ではないかもしれないが、平時においては見過ごされがちな判断の差が緊急時には大きな意味を持つことを露わにした。

例えば、それは金融資産の公正価値評価に関連して、端的に表れている。FASB の SFAS 157 において、公正価値とはまずは市場に基づいた測定である。それゆえ、公正価値のヒエラルキーではレベル 3 のいわゆる評価モデルよりもレベル 2 の類似資産等の市場価格や活発ではない市場における類似の資産等の観察可能な市場価格を重視する。その結果、投げ売りなどの非常時の市場で観察された価格でも市場価格が優先されたため、評価損の計上さらなる売りを誘発し、さらに市場価格の下落を呼ぶという悪循環を生じさせた。そのため、このような状況に対処するため、2008 年 9 月末に、SEC と FASB が、公正価値評価にあたってはレベル 3 が適切となる場合があること明らかにした<sup>13)</sup>のも記憶に新しいところである。

これは、公正価値という限定された点における問題ではあったかもしれないが、会計基

準の適用及び解釈が問題となることは他の領域でも十分予想されるであろう。そのため、原則主義を掲げる IFRSs については、この解釈の多様性が避けて通れない問題として存在する。それゆえ、その解釈に資するために公表されている解釈指針 (Interpretation) の重要性が再認識されたのではないだろうか。緊急時により適切な解釈指針を検討・公表する体制の確保など、課題はつきないように思われる。

しかし、問題は解釈指針だけではない。なぜならば、原則主義というのであれば、その原則をどのように定めるのか。すなわち、会計基準の基礎にあるべき概念フレームワークが一層重要になってくる。現在、周知のように IASB は FASB との共同プロジェクトとして概念フレームワークを見直しを行っているが、2009 年末現在、「財務報告の目的」でさえ確定できていないのが現状である。

資本市場がグローバルにかつ密接に連繋している限り、今後もこのような金融危機と同様に、想定外に大きく世界全体に波及的な影響をもたらす事象が生じる可能性は否定できないだろう。その意味では、コンバージェンスを進めていく上で、平時を想定して会計基準を設定し緊急時に対応すべきなのか、そもそもこのような緊急時にも対応できるような頑健な体系を構築するのか、という選択も迫られているように思われる。

## 6 代替的会計基準の可能性

前節までの問題点は、すべてが金融危機に

<sup>12)</sup> 例えば、鶯地 (2009) では、国際財務報告解釈指針委員会 (IFRIC) において、カナダから電力・ガス料金規制との関連で解釈指針の策定要望があった旨が紹介されている。

<sup>13)</sup> <http://www.sec.gov/news/press/2008/2008-234.htm>

起因するものでもなく、また、コンバージェンスにのみ特有の問題でもないが、何らかの形でコンバージェンスに影響を及ぼすものである。しかしながら、国内の状況を勘案して基準を設定する場合においても様々な要素を考慮に入れなければならない以上、国際的に会計基準を設定するならば、一層複雑な状況になることは、今回の金融危機からも明らかである。

そこで、このような問題に対処する一つの処方箋として、既に先行研究等でも示されている複数の会計基準による競争、換言すれば、代替的会計基準の可能性について検討してみたい。なお、この代替的会計基準とは、特定の会計事象に対して代替的に複数の会計処理を認めるということではなく、複数の会計基準体系を意味している。要するに、IASBがいうシングル・セットに対して、マルチプル・セットといってもよいだろう。

会計基準の設定主体が独占的になり、単一の会計基準しか存在しない場合、果たしてどのような問題が生じるのであろうか。それは、第一に、単一の基準設定主体がすべての問題に対応するのは難しいといえる点であり、第二に、基準設定主体が独占的になると、問題の対応に遅れる可能性があるという点である (Benston *et al.*, 2003)。いうまでもなく、両者は密接に関連した問題でもある。

会計基準が社会制度の一端である以上、仮に、ある国でAと呼ぶことができる体系の会計基準を一時的に導入することは可能であっても、Bと呼ぶことができる体系の会計基準を並行的に適用することは難しい。それゆえ、世界的に異なる体系の会計基準を許容する余地があれば、それが一種の社会実験として利用することができるだろう。このような市場テストの実施可能性の意義を指摘し、ま

た、単一の会計基準となってしまうと、比較研究などを通じたより良い会計処理方法の追求ができなくなるとの指摘もある (Sunder, 2009)。また、今回の金融危機についても、米国基準がIFRSとが異なったからこそ、IASBは救われたとの見解もある (斎藤, 2009)。

それゆえ、コンバージェンスについては、これまでも単一の会計基準を押しつけるのではなく、複数の会計基準の存在を認め、その基準間で競争によって収斂されていくのが望ましいという主張もなされてきた (Dye and Sunder, 2002, Sunder, 2002a, 2002b, Benston *et al.*, 2003, 2006, 太田, 2007, 福井, 2008, AAA, 2008)。しかし、基準間競争によってより高品質な会計基準が選択されるという保証はないという批判もあり、今回の金融危機を巡る米国基準とIFRSsの動きはその一例だともいえるかもしれない。しかし、複数の規制による競争が必ずしも高品質な制度をもたらす保証はないということに対しては、州ごとに規制内容が異なる米国の会社法の事例からの反証も存在する (Benston *et al.*, 2007)。

また、世界各国の多様性を考慮に入れるための検討の余地を残しておくためにも、複数の会計基準が許容される余地を残しておいた方がよいだろう。表1では、日米英の主要証券市場における上場企業数およびそこに含まれる外国企業数を示している。これまでIFRSsの導入に消極的であり、外国企業に頑なに自国の基準を強制してきた米国における海外企業数を見る限り、会計基準の相違は企業にとっては大きな障害ではないとも解釈できる。とはいえ、代替的な会計基準を認めるとしても、あまりにも多様性を許容してしまうと、コンバージェンスに反することにな

表1 日米英の主要な証券市場における上場企業数及び上場外国企業数

取引所	1999		2000		2001		2002		2003	
	合計	外国企業	合計	外国企業	合計	外国企業	合計	外国企業	合計	外国企業
ナスダック	4,829	429	4,734	488	4,063	445	3,649	381	3,294	343
ニューヨーク	3,025	405	2,862	433	2,400	461	2,366	472	2,308	466
東京	1,935	43	2,096	41	2,141	38	2,153	34	2,206	32
ロンドン	2,274	448	2,374	448	2,332	409	2,272	382	2,692	381
取引所	2004		2005		2006		2007		2008	
	合計	外国企業	合計	外国企業	合計	外国企業	合計	外国企業	合計	外国企業
ナスダック	3,229	340	3,164	332	3,133	321	3,069	307	2,952	336
ニューヨーク	2,293	459	2,270	452	2,280	451	2,297	421	3,011	415
東京	2,306	30	2,351	28	2,416	25	2,414	25	2,390	16
ロンドン	2,837	351	3,091	334	3,256	343	3,307	719	3,096	681

(出所) World Federation of Exchanges のサイト (<http://www.world-exchanges.org/>) の統計データより筆者作成

るといふ批判もあるだろう。この点に関しては、例えば、EU の同等性評価で当初採用された同等性概念<sup>15)</sup>を満たしているなどの制約をつければよいだろう。もしくは、そもそも代替的会計基準<sup>16)</sup>であっても、その後採用されたホーリスティック・アプローチのように、コンバージェンスを志向することを前提としてもよいかもしれない。

## 7 むすびにかえて

今回の金融危機から得られた一つの教訓は、会計基準によって国益が左右されかねない以上、会計の政治化が今後も益々高まるであろう、ということである。そして、非常事態においては、会計基準そのものだけでなく、会計基準の解釈でさえ、政治化の対象になりうるだろう。

<sup>14)</sup> 田代 (2006) では、米国基準と IFRSs とを競争状態に引き、日本企業を基準を選択するプレイヤーとしての役割を期待するという見解を提示した。このような主張に対し、関正弘氏 (国際大学) より、「このような代替的な会計基準として、米国基準と IFRSs の競争関係を想定する限り、それはしょせんアングロ・サクソンという同じ文化内での競争であり、それほど有益ではない」とする趣旨のコメントを頂いた。この点は非常に重要な指摘であるが、本稿ではこの点の検討は行われていない。ここに記して感謝するとともに、この点についての検討は今後の課題としたい。

<sup>15)</sup> 欧州証券規制当局委員会 (Committee of European Securities Regulators: CESR) が公表したいわゆる概念ペーパー (CESR, 2005) によると、同等性とは会計基準が一致していることではなく、投資家による投資意思決定が、第3国の会計基準に準拠して作成された財務諸表に基づいた場合と IFRSs に準拠した財務諸表に基づいた場合に類似したものになるならば、同等と評価されるというものである。

<sup>16)</sup> ホーリスティック・アプローチとは、仮に会計基準間に相違が残っていたとしても、それら相違の解消を目的とした、会計基準設定主体間における合理的な中長期のコンバージェンス・プログラムが存在し、かつ、そのプログラムが確実に実行されていると評価できるのであれば、全体として、「同等」と評価できるとするアプローチである (CESR, 2007)。



仮に、米国基準のように細則が定められている場合<sup>17)</sup>、基準が想定していなかった状況が生じた場合、機能不全に陥ったり、悪影響を及ぼす可能性が想定できる。また、IFRSsが標榜する原則主義であっても、非常に稀なケースで迅速かつ容易に判断できない場合も想定できる。また、今回は金融危機によってその問題が顕在化したかもしれないが、解釈の多様性は平時でも生じる可能性もあるだろう。

このように考えるならば、IFRSsによるコンバージェンスのためには、その会計基準の依って立つ根本原則を確立する必要がある。実際、IFRSs設定の基本思考に関する世界的なコンセンサス不在が問題点として指摘されている(辻山, 2009)。それゆえ、原則主義を掲げる以上、会計基準から遡って参照すべき概念フレームワークが未完成であるIFRSsに照らすならば、会計基準のコンバージェンスに先行して概念フレームワークのコンバージェンスが必要であるといえる。

また、最後に検討した代替的な会計基準を許容するとしても、それを一定の範囲内におさめるためにも、グローバルな資本市場で求められる会計基準の基礎となる概念フレームワークが確立されなければならないだろう。

#### 【参考文献】

- [1] American Accounting Association(AAA)'s Financial Accounting Standards Committee (James M. Wahlen, James R. Boatsman, Robert H. Herz, Ross G. Jennings, Gregory J. Jonas, Krishna G. Palepu, Kathy R. Petroni, Stephen G. Ryan and Katherine Schipper) (1999), "Response to IASC Discussion Paper :

Shaping IASC for the Future", *Accounting Horizons*, Vol. 13, No. 4, pp. 443-452.

- [2] AAA's Financial Accounting Standards Committee (Karim Jamal, George J. Benston, Douglas R. Carmichael, Theodore E. Christensen, Robert H. Colson, Stephen R. Moehrle, Shivaram Rajgopal, Thomas L. Stober, Shyam Sunder and Ross L. Watts) (2008), "A Perspective on the SEC's Proposal to Accept Financial Statements Prepared in Accordance with International Financial Reporting Standards (IFRS) without Reconciliation to U.S. GAAP", *Accounting Horizons*, Vol. 22, No. 2, pp. 241-248.
- [3] Ball, R. (2006), "International Financial Reporting Standards (IFRS) : pros and cons for investors", *Accounting and Business Research*, Vol. 36, Special Issue, pp. 5-27.
- [4] Benston, G., M. Bromwich, R. E. Litan, and A. Wagenhofer (2003), *Following the Money : The Enron Failure and the State of Corporate Disclosure*, The Brookings Institution. (田代樹彦, 石井康彦, 中山重穂訳, 『会計制度改革への挑戦』, 税務経理協会, 2005年。)
- [5] Benston, G., M. Bromwich, R. E. Litan, and A. Wagenhofer (2006), *Worldwide Financial Reporting*, Oxford University Press. (川村義則・石井明監訳『グローバル財務報告 その真実と未来への警鐘』中央経済社, 2009年。)
- [6] Committee of European Securities Regulators (2005), *Concept Paper on Equivalence of Certain Third Country GAAP and on Description of Certain Third Countries Mechanisms of Enforcement of Financial Information*.
- [7] CESR (2007), *CESR's advice on the equivalence of Chinese, Japanese and US GAAPs*, CONSULTATION PAPER, Ref. : CESR/07-761.
- [8] Dye, R. A., and S. Sunder (2001), "Why Not Allow FASB and IASB Standards to Compete in the U.S.?", *Accounting Horizons*, Vol. 15,

<sup>17)</sup> 原則主義と細則主義についてはいくつかの見解あり、米国基準については、詳細な実務指針等があるとはいえ、それらは「概念フレームワーク」による原則に基づいているという意味で原則主義とみることもできるという (Schipper, 2003)。

- No. 3, pp. 257-271.
- [9] Johnson, Steven B. and David Solomons (1984), "Institutional legitimacy and the FASB", *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 3, Issue 3, pp. 165-183.
- [10] Solomons, David (1978), "The Politicization of Accounting", *Journal of Accountancy*, Vol. 146, No. 5, pp. 65-72.
- [11] Schipper, Katherine (2003), "Principles-Based Accounting Standards", *Accounting Horizons*, Vol. 17, No. 1, pp. 61-72.
- [12] Sunder, S. (2002a), "Regulatory Competition for Low Cost-of-Capital Accounting Rules", *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 21, No. 2, pp. 147-149.
- [13] Sunder, S. (2002b), "Regulatory Competition among Accounting Standards within and across International Boundaries", *Journal of Accounting and Public Policy*, Vol. 21, No. 3, pp. 219-234.
- [14] Sunder, S. (2009), "IFRS and the Accounting Consensus", *Accounting Horizons*, Vol. 23, No. 1, pp. 101-111.
- [15] Zeff, Stephen A. (2002), "Political' Lobbying on Proposed Standards: A Challenge to the IASB", *Accounting Horizons*, Vol. 16, No. 1, pp. 43-54.
- [16] 石川純治 (2009) 「金融危機と会計」『税経通信』第64巻第12号, 28-35頁。
- [17] 太田康広 (2007) 「会計基準間の競争とコンバージェンス」『企業会計』第59巻第3号, 449-461頁。
- [18] 鶯地隆継 (2009) 「原則主義への対応と解釈指針の役割」『企業会計』第61巻第3号, 29-36頁。
- [19] 小形健介 (2009) 「全部暖簾法をめぐるFASBとIASBの決定過程の分析」『国際会研究学会年報2008年度』, 61-77頁。
- [20] 企業会計審議会 (2009) 『我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)』
- [21] 黒澤利武 (2008) 「EUの同等性評価と今後の展望」『季刊会計基準』第22号, 58-63頁。
- [22] 齋藤静樹 (2009) 『会計基準の研究』中央経済社。
- [23] 田代樹彦 (2006) 「EUにおける会計グローバル化の現状と将来」伊藤秀俊編著『会計グローバル化と国際政治会計学』, 創成社(第5章)。
- [24] 辻山栄子 (2009) 「IFRS導入の制度的・理論的課題」『企業会計』第61巻第3号, 18-28頁。
- [25] 福井義高 (2008) 『会計測定の再評価』中央経済社。
- [26] 三井秀範・西川郁生・山田辰己・川村義則 (2009) 「座談会 IFRSの今後—企業会計審議会中間報告を受けて—」『税経通信』臨時増刊, 34-57頁。
- [27] 山田康裕 (2009) 「IASBの正統性」『会計制度の成立根拠とGAAPの現代的意義』(日本会計研究学会スタディ・グループ中間報告書), 31-48頁。